

施設内不祥事案（入居者預り金に関わる経済的虐待及び不適切な処理）に係る
調査の状況等について（経過報告）

この度の養護老人ホーム「ときわ園」職員による高齢者虐待（入居者預り金に関わる経済的虐待）そして、預り金の不適切な処理に関しては、入居者様及びご家族をはじめ、高齢者福祉に関わる多くの関係者の方々に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

本年7月22日に不祥事発覚以降、弁護士や公認会計士等で構成する調査委員会を立ち上げ調査を進めるとともに、被害者の方々へのお詫びと賠償手続を行ってまいりましたが、10月をもって、現入居者とご存命の退所者への返済が完了しましたので、これまでの経過について以下のとおりご報告いたします。

尚、ご逝去された退所者の方につきましても、殆どのご家族と連絡がとれ、調査に必要な同意書並びに委任状等も既に頂き、現在引き続き調査中です。一日も早い弁済に努めるべく法人をあげて返済に努めてまいります。法定相続の手続き上、多少時間が掛かりますが、ご家族を始め関係者の方々には引き続きご理解とご鞭撻の方向卒宜しく願いいたします。

令和6年11月12日

社会福祉法人 江原恵明会

理事長 江原 秀国

調査委員会の調査に関する経過報告

① 現在の施設ご入居者に対する被害の状況

調査委員会による現入居者全員への調査を行った結果、現在入居されている方全 70 名のうち被害者は 58 名、被害総額は 21,555,074 円と判明しました。

不適切に処理されたと認定され、被害金額が判明したことから、被害にあわれたご本人またはご家族あるいは身元保証人にお詫びの上で、本件損害の賠償に関する示談書に合意をいただき、令和 6 年 10 月 4 日に弁済を全て完了いたしました。

区分	人数	摘要	被害額
現ご入居者	58 名	金額確定	¥21,555,074-

② 施設を退所された方に対する被害の状況

現入居者への調査に加えて、不適切な処理が行われた期間（平成 30 年 4 月から令和 6 年 7 月）に退所された方についても、調査委員会で調査を実施し、対象者数は 51 名と判明しました。

このうち、相続手続を要せず弁済が可能なご存命の方等 8 名を優先して被害状況の調査を行い、被害総額は 2,007,193 円と判明いたしました。これら 8 名の方につきましてもお詫びし、示談書に合意の上 10 月中に全額弁済いたしました。

残る 43 名については、すでにご逝去されていることが判明したため、被害者に係る相続調査を実施。その結果、ご遺族の方と連絡が取れたことから、まずは文書等にてお詫び申し上げました。

この 43 名のうち、26 名のご遺族の方より調査依頼がありました。ご遺族によっては退所者の通帳をお持ちであったり、あるいは通帳を紛失されている場合など、状況が様々であるため、ご遺族の方には必要な手続等をお伝えした上で、弁済に向けてご協力をいただいております。

従いまして、すでにご逝去された 43 名のうち 26 名の方につきましても、本年度中に被害総額を把握できる見込ですが、今後、相続手続が発生するため、本年度中の全額弁済は難しいものと考えております。相続手続が完了次第、速やかに弁済いたします。

また、連絡が取れた 17 名のご遺族の方からは、被害に関する調査は不要とのご返答をいただいております。その場合は「調査不要同意書」のご提出をお願いしています。

区分	人数	摘要	被害額
退所された方	51名	現在未確定	全体額調査中
（うち、ご存命等）	8名	金額確定	¥2,007,193-
（うち、ご逝去）	26名	調査依頼あり	調査中
（うち、ご逝去）	17名	調査不要との連絡・同意書待ち	

再発防止対策の状況について

① 預り金の管理廃止、及び立替金管理サービスの導入

当法人では、ときわ園以外にも特別養護老人ホーム3施設、ケアハウス3施設を運営していますが、従来から預り金の管理を廃止していました。また、小口現金の管理に関しても、自己管理のできるご入居者には自己管理を、また自己管理が難しいご入居者には、家族や後見人にその管理をお願いしています。

しかし、ときわ園は施設の性質上、当法人が運営している他の施設と同様の金銭管理が困難な場合が想定されたため、今後の取扱いについて津山市と協議を行った結果、預り金の管理を廃止いたしました。その上で立替金の管理規程を作成し、今後は立替金の管理サービスを導入いたしました。

立替金には、施設会計の範囲で処理するため、誰からも内容を容易に把握できるというメリットがあります。また、毎月の利用料請求時に決まった口座から引き落としができることから、立替金の明細書も同時に発行でき、領収書も毎月入居者または身元引受人に発行できます。よって、立替金の管理サービスを利用することにより、今回のような不祥事は生じないものと考えております。

また、立替金の出金票等の帳票類も整備し、複数の職員による帳票類のチェックを行うことなどにより、再発防止の徹底を図ってまいります。

② キャッシュカード施設内利用の廃止

今回の不祥事で、被害総額を増大させた一つの原因は、キャッシュカードの無断利用があると判明いたしました。通帳・印鑑・払い出し申込書等の手続きの削減から生じたものと思われませんが、預り金の管理には不向きです。入居者に説明し、本人による管理が可能であり、かつ小口現金等の充当の為に必要であると思われた3名の入居者を除き、原則廃止しております。

③ 現金、通帳、マイナンバーカードの保管方法の変更

入居者個々に小口現金の管理をお願いする観点から、通帳・印鑑を個々に保管する金庫の設置が必要となります。個々の部屋に設置する事も考えましたが、管理が非常に難しく、津山市と協議の上、応接室を施設長のみが施錠できる仕様に変更し、個別の80人用ダイヤル式ロッカー金庫を設置いたしました。

④ 高齢者虐待防止に関する改善

この度の事案が発生したこと受け、当会においてすべての施設・事業所へ、高齢者虐待防止の指針を遵守するため、緊急の虐待防止研修を実施いたしました。今後も虐待防止研修の回数を増やすことで職員の虐待防止意識を持続させるとともに、内容の把握ができていないかを随時レポート提出等による確認手続きを実施してまいります。

また、就業規則へ虐待防止法に抵触した職員に対する罰則を明記いたします。